

# 個別労働関係紛争あっせん制度

## —— 利用の手引 ——

平成14年4月1日、鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（以下、本書では「条例」とします。）が施行され、個別労働関係紛争あっせん制度がスタートしました。本書はこの制度を利用する際の手引きとなるものです。

### 1 あっせんの対象

労働者個人と事業主との間で、労働条件や雇用に関する問題で主張が食い違うなどして話し合いがまとまらない場合などが対象となります。

ただし、例えば以下のような場合にはあっせんを行わないこともあります。（条例第4条）

- ① 県外の事業所における個別労使関係に係る紛争の場合
- ② 既に裁判、調停、あっせん等で紛争の解決が進行中であつたり、効力を生じている場合
- ③ 労働局、労働基準監督署で助言、指導、処分等が進行中であつたり、効力を生じている場合
- ④ 紛争の実情があっせんに適さず、又はあっせんの必要がないと認められる場合。

### 2 あっせんの申請

個別労働関係紛争あっせん制度を利用するには、まずあっせんの申請をします。（条例第4条）

- (1) 申請は申請書に必要な事項を記入して受付窓口へ提出することにより行います。申請書は受付窓口へ備え付けてあります。また、労働委員会のホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/chiroui/>）からダウンロードすることもできます。（記入例を参考にしてください。）
- (2) 申請の受付窓口は、鳥取県労働委員会事務局または鳥取県中小企業労働相談所（愛称「みなくる」）等の県の労働相談の窓口です。  
また、FAXや電子メールによる申請を希望される方は労働委員会事務局までご相談ください。
- (3) 申請が受け付けられると労働委員会事務局の職員が事情の聴取等を行います。その結果等をふまえてあっせんの開始または不開始の通知がなされます。（あっせんが不開始となるのは、事案があっせんに適しない場合です。）  
なお、あっせんの開始は当事者双方に通知され、事件名や当事者の希望などを考慮して決められたあっせん員の氏名も通知されます。また、相手方に対してはあっせん申請書の写しも送付されます。
- (4) あっせんを申請したことを理由に労働者に対し解雇等の不利益な取扱いをすることは条例により禁止されています。

### 3 あっせんの実施

あっせんが開始される場合には、当事者の希望等を考慮した上で決められた日時、場所を記載したあっせんの実施通知がなされますので、指定された日時に出席してください。

あっせんの実施日には、あっせん員が当事者の間に立って話し合いを進めます。(条例第7条)

- (1) あっせんには代理人・補佐人とともに出席することもできますが、事前の許可が必要です。許可申請については労働委員会事務局にお尋ねください。
- (2) あっせんの場では、あっせん員が双方の主張をよくききながら妥協点を探り、双方をとりなしたりすることによって、合意に至るよう導きます。この段階で双方が合意できれば、紛争は解決となります。
- (3) 双方が合意するのに機が熟した場合にはあっせん員があっせん案を示します。あっせん案に双方が合意できれば、紛争は解決となります。
- (4) あっせんの実施日に合意に達することができず、まだ十分な話し合いができていないと認められる場合には、再度あっせんの実施の期日が設けられます。この場合にも実施の日時等を記載したあっせんの実施通知がなされます。
- (5) 以上のような話し合いによっても双方が合意に至る見込みがない場合には、残念ながらあっせんは打切りとなります。

### 4 あっせんの取下げ・変更・追加

あっせんが開始された場合であっても事件が解決したりあっせんが打切られたりするまでは、申請者はいつでもあっせんを求める事項の全部または一部を取下げたり変更したり、あっせんを求める事項を追加したりできます。

- (1) あっせんを求める事項の全部または一部を取下げたり変更したり、あっせんを求める事項を追加する場合には、あっせんを求める事項の取下書、変更・追加申請書に必要事項を記入して労働委員会事務局に提出します。申請については労働委員会事務局にお尋ねください。
- (2) あっせんを求める事項の取下げ・変更・追加がなされた場合には、あっせんの相手方にその旨が通知されます。
- (3) あっせんの取下げ・変更・追加がなされた場合には、その取下げ・変更・追加後の事項についてあっせん手続が進められます。

なお、あっせんを求める事項の全部が取下げられた場合には、あっせんは終了します。

個別労働関係紛争あつせん申請書

平成〇年〇月〇日

鳥取県労働委員会会長 様

申請者

(労働者) 住所 鳥取市東町一丁目271

氏名 (署名又は認名押印) 甲野太郎

(事業主) 住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 (署名又は認名押印)

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の規定に基づき、下記のとおりあつせんを申請します。

記

| 1 紛 争 当 事 者 |  |             |      |               |      |      |
|-------------|--|-------------|------|---------------|------|------|
| 労働者         | 住所   | 鳥取市東町一丁目271 |      |               |      |      |
|             | 氏名   | 甲野太郎        | 電話   | (0857)12-3456 |      |      |
| 事業主         | 住所(所在地)  | 米子市糺町一丁目160 |      |               |      |      |
|             | 氏名(名称及び代表者)                                    | 鳥取工業株式会社    | 電話   | (0859)98-7654 |      |      |
|             |  | 代表取締役 乙山次郎  | 業種   | 製造業           | 従業員数 | 120名 |
|             | 関係事業所 (※紛争当事者である労働者に関する事業所が上記と異なる場合に記入してください。) |             |      |               |      |      |
|             | 所在地  | 鳥取市東町一丁目220 |      |               |      |      |
|             | 名称   | 鳥取工業 鳥取工場   | 電話   | (0857)98-7654 |      |      |
|             | 代表者  | 工場長 丙川三郎    | 従業員数 | 43名           |      |      |

※ 裏面も忘れずに記入して下さい。

2 紛争の状況

|  |   |               |  |               |  |
|--|---|---------------|--|---------------|--|
| <p>あつせんを<br/>求める事項</p>                         | <p>解雇の撤回</p>  |               |  |               |  |
| <p>理由</p>                                      | <p>経営上の必要性を理由に突然、解雇を通告されたが、なんとか雇用を継続してほしい。</p>  |               |  |               |  |
| <p>紛争当事者の主張</p>                                | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="256 689 416 880"> <p>労働者の主張</p> </td> <td data-bbox="416 689 1396 880"> <p>経営上、解雇することまで必要ではないのではないか。経営状況がよくないことはわかっているが、なんとかならないか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="256 880 416 1059"> <p>事業主の主張</p> </td> <td data-bbox="416 880 1396 1059"> <p>このままでは経営が行き詰まるのは明らかで、景気が回復する見通しもなく、早めに手を打つ必要があるので分かってほしい。</p> </td> </tr> </table> | <p>労働者の主張</p> | <p>経営上、解雇することまで必要ではないのではないか。経営状況がよくないことはわかっているが、なんとかならないか。</p> | <p>事業主の主張</p> | <p>このままでは経営が行き詰まるのは明らかで、景気が回復する見通しもなく、早めに手を打つ必要があるので分かってほしい。</p> |
| <p>労働者の主張</p>                                  | <p>経営上、解雇することまで必要ではないのではないか。経営状況がよくないことはわかっているが、なんとかならないか。</p>  |               |  |               |  |
| <p>事業主の主張</p>                                  | <p>このままでは経営が行き詰まるのは明らかで、景気が回復する見通しもなく、早めに手を打つ必要があるので分かってほしい。</p>  |               |  |               |  |
| <p>紛争の経過<br/>(紛争の経過及び今までの交渉の内容等を記入してください。)</p> | <p>今年2月末に解雇を通告されてから、3月初旬に2回ほど話をしたが、話し合いは平行線で、結局解雇の撤回はされなかった。</p>  |               |  |               |  |

3 その他 (特記すべき事項があれば記入してください。)

4 ※別紙注意事項 3 ① ~ ⑦ に該当の有無

無

# あっせん手続きの流れ

地方労働委員会事務局または県の労働相談の窓口  
に申請書を提出します。

あっせん  
申請

あっせんの開始または不  
開始が通知されます。

開始通知

不開始通知

あっせんを実施する日  
時・場所が通知されま  
す。

あっせんの  
実施通知

あっせん事項の  
変更・取下げ

あっせんが終結するまで、いつ  
でもあっせん事項の変更等をす  
ることができます。

あっせん員が間に立ち、  
合意に向けて当事者双方  
の話し合いがなされま  
す。

あっせん  
実施日

あっせん案  
提示

合 意

当事者が話し合いで合意  
するか、あっせん員の示  
したあっせん案に合意す  
れば事件は解決となりま  
す。

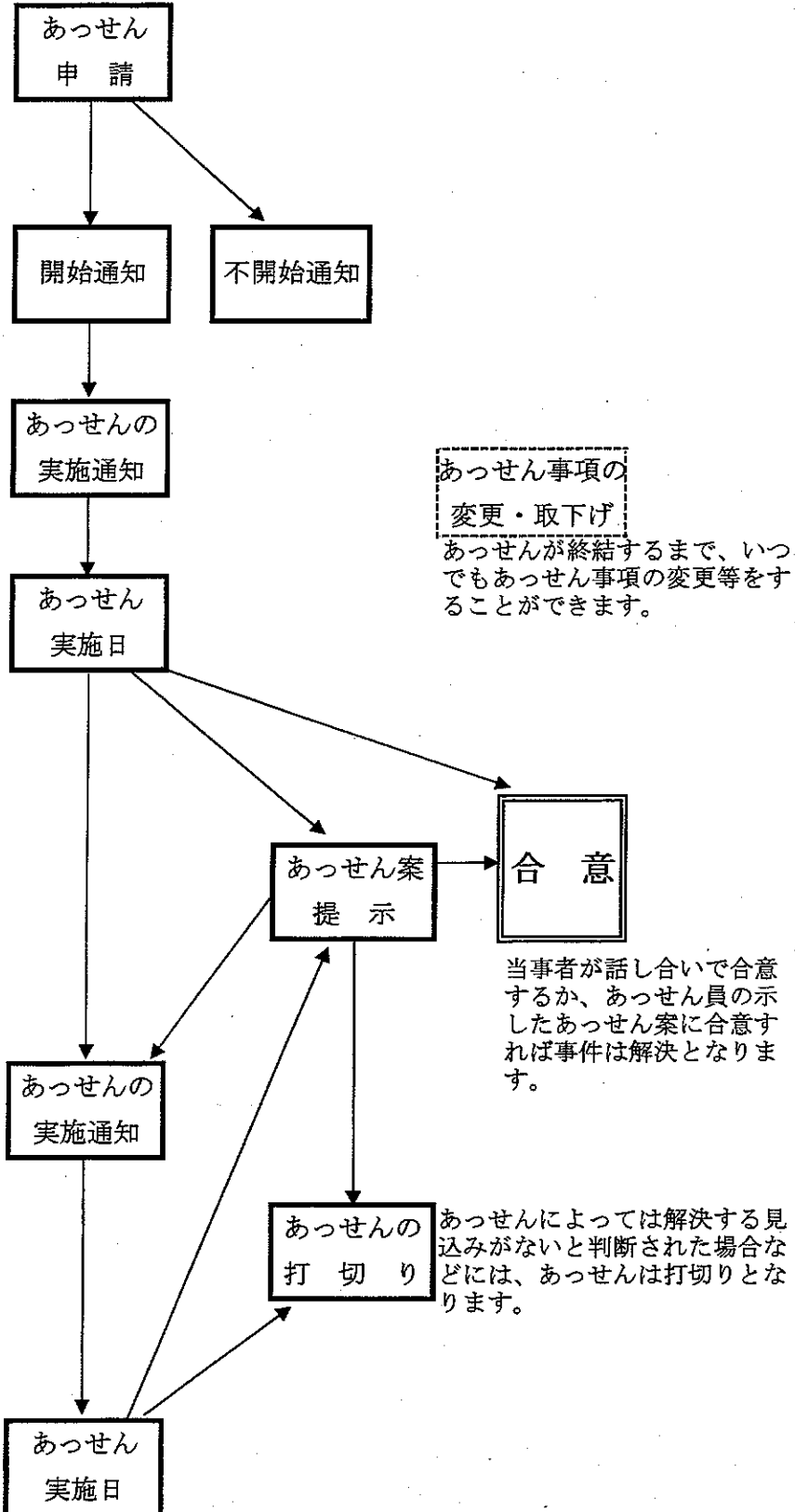
これより下の手続きは事  
件が解決するかあっせん  
が打ち切られるまで繰り返  
されます。

あっせんの  
実施通知

あっせんの  
打 切 り

あっせんによっては解決する見  
込みがないと判断された場合な  
どには、あっせんは打ち切りとな  
ります。

あっせん  
実施日



## 県の労働相談の窓口

### ◎みなくる（鳥取県中小企業労働相談所）

TEL 0120-451-783（フリーダイヤル）

お近くの「みなくる」にかかります（携帯電話からは下記の番号へ）。

#### みなくる鳥取

鳥取市天神町30-5  
鳥取県労働会館内2階  
(0857)24-5732

#### みなくる倉吉

倉吉市東巖城町2  
鳥取県中部総合事務所  
県民局内  
(0858)23-6131

#### みなくる米子

米子市糺町1-160  
鳥取県西部総合事務所  
県民局内  
(0859)31-9638

### ◎問い合わせ先

鳥取県労働委員会事務局

鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎7階

TEL (0857)26-7560

FAX (0857)26-8119

ホームページ <http://www.pref.tottori.jp/chiroui/>

メールアドレス [roui@pref.tottori.jp](mailto:roui@pref.tottori.jp)